

平成28年11月1日から、建設業の許可申請書等に**法人番号欄**が追加されるなど、様式の変更があります

※個人事業主の方は、法人番号の記入は不要です

1 許可申請書等の様式の変更（法人番号欄の追加等）

建設業法施行規則の一部を改正する省令が平成28年11月1日から施行されることにより、同日以降に建設業許可申請書等を提出される場合は、新様式で提出するようご注意ください。

様式の主な変更点は、以下のとおりです。

① 「法人番号」欄の追加

※法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項に基づき、平成28年1月1日より国税庁長官から指定・通知される番号（13桁の番号）をいいます。

② 舗装工事に係る表記（略号）の変更（「ほ装」→「舗装」）

平成28年11月1日から変更となる様式は、以下のとおりです。

様式番号	書類	主な変更点
様式第一号	建設業許可申請書	「法人番号」欄の追加 舗装工事の略号の変更（「ほ」→「舗」）
別紙二(1)	営業所一覧表（新規許可等）	舗装工事の略号の変更（「ほ」→「舗」）
様式第八号	専任技術者証明書	〃
様式第十一号の二	国家資格者等・監理技術者一覧表	〃
様式第二十二号の二	変更届出書（第一面）	「法人番号」欄の追加
様式第二十二号の二	変更届出書（第二面）	舗装工事の略号の変更（「ほ」→「舗」）
様式第二十二号の四	廃業届	〃
	変更届出書（決算報告用）	「法人番号」欄の追加
様式第二十五号の十一	経営事項審査申請書	「法人番号」欄の追加 舗装工事の略号の変更（「ほ」→「舗」）

※新様式は、国土交通省又は長野県ホームページに掲載します。

2 法人番号の確認書類について

平成28年11月1日以降に、法人番号欄が追加になった建設業許可申請書等を提出される場合は、様式に記入された法人番号に誤りがないかどうかを確認するため、以下のいずれかの書類を併せて提出してください。

ア 「法人番号指定通知書」の写し（国税庁より書面により送付）

イ 国税庁の「法人番号公表サイト」において、当該法人の法人番号が表示された画面を印刷したもの（「法人番号公表サイト」で自らの法人番号を検索の上、印刷してください）

（※上記の確認書類は、次の（1）及び（2）の場合に、それぞれ別々に提出してください。ただし、それぞれ初回のみ提出していただき、2回目以降の確認書類の提出は不要です。）

- | | | |
|---------------------------------------|---|--------------------------------|
| (1) 建設業許可申請書
変更届出書
変更届出書（決算報告用） | } | のいずれかを提出した場合 ⇒ 初回提出時のみ、確認書類を提出 |
| (2) 経営事項審査申請書を提出した場合 | | ⇒ 初回提出時のみ、確認書類を提出 |